

本論文は、これまでに数多くの先行研究者らが論じてきたテーマについて筆者自身の観点、すなわち「社会福祉実践」の視角によって捉えなおすことを企図した意欲的な論稿といえよう。筆者は文献レビューをとおして各論説を比較検討し、要領よく簡潔に整理している。しかしながら、この論文はこれ自体で完結するものではなく、その先には筆者自身の「社会福祉実践論」樹立というゴールが設定されているように思われる。それゆえ、評者には、この論文がゴールへの予備的考察として映るのである。ここでは、実践論樹立を展望するという観点から、以下の雑感を述べることで論評にかえさせていただく。

まずは概念規定の問題である。生活保護における社会福祉実践という用語は筆者の作成した表にもあるとおり、これまでケースワーク、福祉サービスという用語をはじめ、制度目的的には自立助長、そして行政用語として援護、指導などの表現もみられる。これらの用語は議論の際、ともすれば「相互乗り入れ」の状況で無限定に使用されてきたという指摘もある。それゆえ、筆者は、社会福祉実践の概念について筆者なりに仮説程度の提示をしておくべきではなかったであろうか。特にそれを感じたのは筆者が各論説の比較検討後、「『社会福祉実践』ということをが各説のなかでは必ずしも社会福祉の専門的な知識や技術にもとづく援助活動としては認識されていないことも明らかになった」と判断を下している記述である。「はじめに」の中で社会福祉実践という用語に触れてはいるものの、それのみでは読者との間に十分な了解が得られにくい。より踏み込んだ形で言及してほしい気がした。また、筆者は、論争期までの議論の到達点として仲村説の優位性を導き、さらに仲村説を「今日でも学ぶべき点が多い」と述べている。その結論や指摘と各説を総括した上述の判断とは矛盾しないのであろうか。翻って、最終的な結論部分において、筆者は、現行法の枠を超え、生活実態に即したアプローチが重要であるという基本的な方法論を提示してくれている。それは筆者の今後の議論展開の方向性を示したものであろう。筆者の研究がより一層進展することを期待したい。